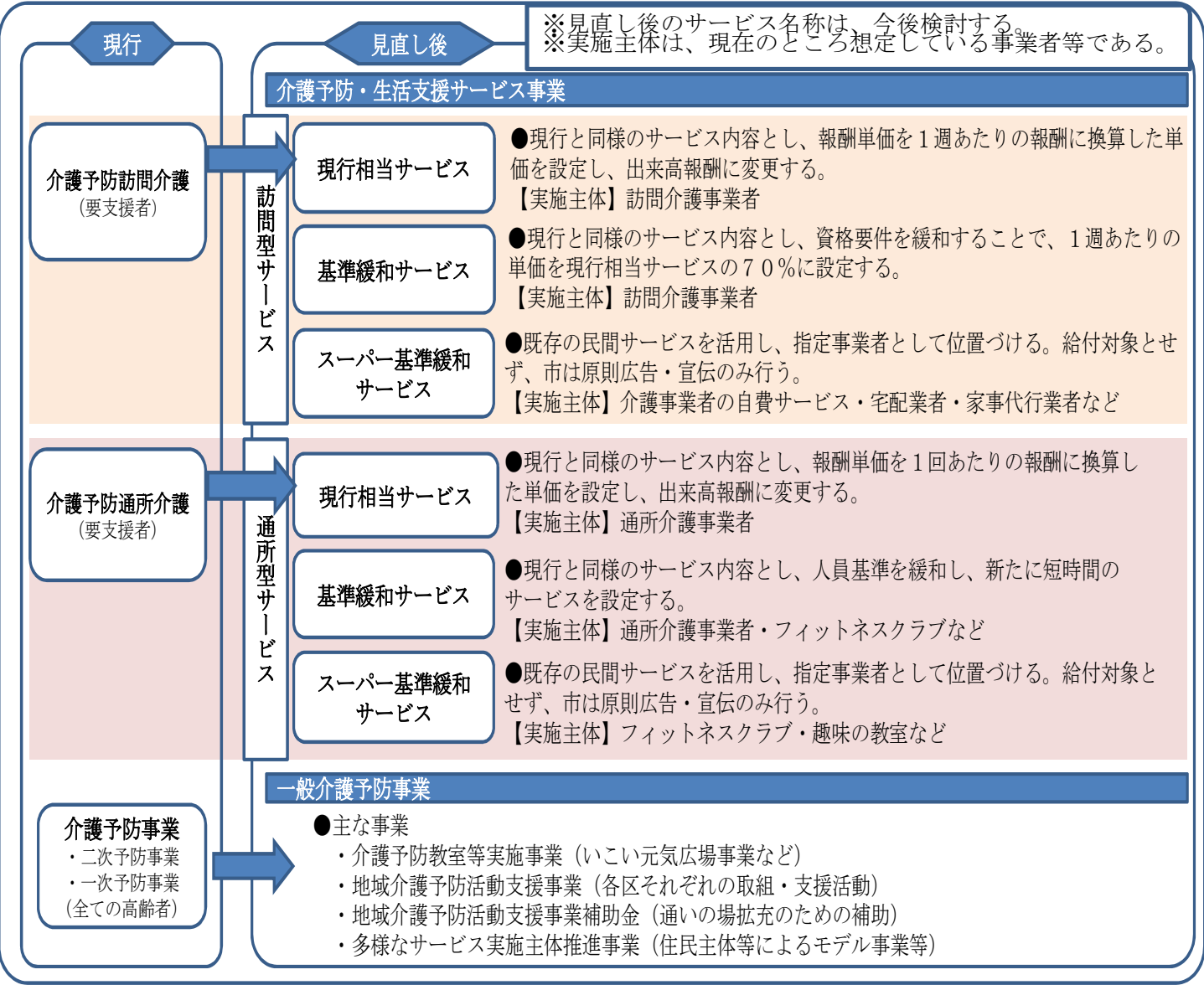


平成28年度～川崎市の総合事業の構成



介護予防・日常生活支援総合事業(総合事業)の訪問サービス類型

資料 2

素案(平成27年9月)

サービス種別	現行相当サービス	基準緩和サービス	スーパー基準緩和サービス
サービス内容	現行サービス同様		生活支援
サービス提供者	訪問介護員	簡易研修修了者	資格要件なし
サービス対象者	○要支援者相当	○要支援者相当	○要支援者 ○事業対象者
ケアマネジメント	現行相当ケアマネジメント (430単位)		初回のみケアマネジメント (300単位)
想定実施主体	訪問介護事業者		家事代行業者や宅配業者、 介護事業者の自費サービス
介護報酬の考え方	現行の報酬(月1,168単位・ 2,335単位)を1週当たりに換 算した単価	1週当たりの単価(訪問サー ビスⅠの70%を想定)	原則広告・宣伝のみ

1 単位 11.12 円

サービス種別		現行相当サービス	基準緩和サービス	スーパー基準緩和サービス
訪問サービス費（1週当たり）	30分	146	102	原則報酬設定なし
	60分	233	163	
	90分	406	284	
	120分	467	326	
初回加算（月1回）		200		
生活機能向上連携		100		
介護職員処遇改善		現行基準と概ね同様		
同一建物減算		訪問サービス費の100分の90		

平成28年4月施行案

サービス種別	現行相当サービス	基準緩和サービス	スーパー基準緩和サービス
サービス内容	現行サービス同様		生活支援
サービス提供者	訪問介護員	簡易研修修了者	資格要件なし
サービス対象者	○要支援者 ○事業対象者		
ケアマネジメント	介護予防ケアマネジメント費 (430単位)		初回のみ 介護予防ケアマネジメント費 (300単位)
想定実施主体	訪問介護事業者		家事代行業者や宅配業者、 介護事業者の自費サービス
介護報酬の考え方	現行の報酬1月あたり 1,168単位・2,335単位 ・ <u>3,704単位</u> ⇒1週当たりに換算した単価に	1週当たりの単価 (訪問サービスⅠの約70%) ⇒生活援助に限った簡易な研修により、潜 在的な担い手の参入を促進	原則広告・宣伝のみ

1 単位 11.12 円

サービス種別		現行相当サービス	基準緩和サービス	スーパー基準緩和サービス
(1週当たりの基本報酬) 訪問サービス費	60分	233	163	原則報酬設定なし
	120分	<u>466</u>	326	
	120分超※ ※要支援2のみ	<u>741</u>	<u>519</u>	
	初回加算(月1回)	200		
生活機能向上連携	100			
介護職員処遇改善	現行基準と概ね同様			
同一建物減算	訪問サービス費の100分の90			

※サービス名称については、仮称であり今後検討する。

介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）の通所サービス類型

資料 3

素案（平成27年9月）

サービス種別	現行相当サービス	基準緩和サービス	スーパー基準緩和サービス
サービス内容	生活機能向上のための機能訓練・運動・レクイエーション等		各種活動内容による
サービス提供者	管理者・生活相談員・機能訓練指導員・（看護職員）・介護職員	管理者・介護職員	
サービス対象者	○要支援者 ○事業対象者 ※スーパー基準緩和・一般介護予防の利用が難しい場合に限る。		○要支援者 ○事業対象者
ケアマネジメント	現行相当ケアマネジメント（430単位）		初回のみケアマネジメント（300単位）
想定実施主体	通所介護事業者		フィットネスクラブ 趣味の教室 等
介護報酬の考え方	現行の報酬（1月当たり要支援1:1,647単位、要支援2:3,377単位）を1回当たりにした単価（送迎・入浴は加算方式を検討）	現行相当サービスの単価から時間等により通減（送迎・入浴については加算方式を検討）	原則広告・宣伝のみ

1 単位 10.72 円

サービス種別		現行相当サービス	基準緩和サービス		スーパー基準緩和サービス
通所サービス費	要支援1 （事業対象者） ※月5回が上限	185	3時間以上 3時間未満	138 103	原則報酬設定なし
	要支援2 ※月10回が上限	193	3時間以上 3時間未満	144 108	
送迎加算（片道）		47	47		
入浴介助加算		50	50		
若年性認知症受入加算		48	48		
生活機能向上グループ活動		20	20		
運動器機能向上		45	45		
栄養改善		30	30		
口腔機能向上		30	30		
選択的サービスⅠ		96	96		
選択的サービスⅡ		140	140		
事業所評価加算		24	24		
サービス提供体制強化加算		現行単価と概ね同様			
介護職員処遇改善加算		現行単価と概ね同様			

平成28年4月施行案

サービス種別	現行相当サービス	基準緩和サービス	スーパー基準緩和サービス
サービス内容	生活機能向上のための機能訓練・運動・レクイエーション等を行う 3時間以上の支援	生活機能向上のための機能訓練・運動・レクイエーション等を行う 1. 5時間以上の支援	各種活動内容による
サービス提供者	管理者・生活相談員・機能訓練指導員・（看護職員）・介護職員	管理者・介護職員	
サービス対象者	○要支援者 ○事業対象者		
ケアマネジメント	介護予防ケアマネジメント費（430単位）		初回のみ 介護予防ケアマネジメント費（300単位）
想定実施主体	通所介護事業者	○通所介護事業者 ○フィットネスクラブ・NPO法人等	フィットネスクラブ 趣味の教室 等
介護報酬の考え方	現行の報酬1月当たり ○要支援1:1,647単位 ○要支援2:3,377単位 ⇒1回当たりにした単価 （送迎・入浴を評価できる仕組みに）	現行相当サービスから時間等により通減 ⇒提供者の人員基準を緩和し多様な提供者の参入を可能に	原則広告・宣伝のみ

1 単位 10.72 円

サービス種別		現行相当サービス	基準緩和サービス	スーパー基準緩和サービス
通所サービス費 (基本報酬)	要支援1・事業対象者 (月5回が上限)	185～329※	138～282※	原則報酬設定なし
	要支援2 (月10回が上限)	193～337※	144～288※	
送迎加算		基本報酬で送迎あり・なしの単価を設定※		
入浴介助加算		基本報酬で入浴あり・なしの単価を設定※		
若年性認知症受入加算		48	48	
生活機能向上グループ活動		20	20	
運動器機能向上		45	45	
栄養改善		30	30	
口腔機能向上		30	30	
選択的サービスⅠ		96	96	
選択的サービスⅡ		140	140	
事業所評価加算		24		
サービス提供体制強化加算		現行単価と概ね同様		
介護職員処遇改善加算		現行単価と概ね同様		

※国保連合会への加算用請求コード数の関係から基本報酬のなかで送迎・入浴を反映することに修正
●サービス名称については、仮称であり今後検討する。